

報道関係者 各位

令和3年9月21日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

室長 片倉 和弘

(直通電話) 03-5403-2172

## JR西日本中国メンテック（旧 JR西日本広島メンテック）不当労働行為再審査事件 （令和元年（不再）第17号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 畠山 稔）は、令和3年9月17日、標記事件に関する命令書を当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

### 【命令のポイント】

～ 1か月の有期労働契約（「1か月の契約」）期間満了後、次の有期労働契約（「次の契約」）を締結しなかったことが、不当労働行為には当たらないとした事案 ～

会社は、組合員Aに対して次の契約を締結しないと通告（「本件通告」）した時点で、Aが組合の組合員であることなどを認識しておらず、次の契約を締結しなかったことは不当労働行為意思に基づくものであったとは認められない。

## I 当事者

再審査申立人等：JR西日本中国メンテック株式会社（岡山市）

（令和3年7月1日にJR西日本広島メンテック株式会社（「会社」）を吸収合併し、再審査申立人の地位を承継）

B営業所（西日本旅客鉄道株式会社のC1支所構内に所在）

再審査被申立人：国鉄西日本動力車労働組合（広島市）

組合員 13名（平成30年3月7日現在）

## II 事案の概要

1 会社は、パートタイマーとしてB営業所で新幹線車両の清掃業務に従事する従業員の採用について、1か月の契約を締結し、能力・適性があると判断した者と次の契約を締結していた。

組合員A（「A」）は、会社と1か月の契約の締結後、組合に加入した。

本件は、会社が、Aが会社に採用される以前、会社の属する企業グループに批判的な内容のビラ（「本件ビラ」）を配布していたことなどを理由に、Aとの次の契約を締結しなかった（「次の契約不締結」）ことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てがあった事案である。

2 初審広島県労働委員会（「広島県労委」）は、次の契約不締結が、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当すると判断し、会社に対し、Aが希望する場合、1か月の契約を締結して能力・適性を判断すること、バックペイ及び文書交付を命じたところ、会社は、これを不服として再審査を申し立てた。

## III 命令の概要

### 1 主文

初審命令を取り消し、再審査被申立人の救済申立てを棄却する。

## 2 判断の要旨

争点 次の契約不締結は、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するか

### (1) 次の契約不締結の労組法第7条第1号該当性について

ア(ア) Aの組合加入の経緯をみると、C2団体に個人加盟していたAは、C2団体が行う組合のビラ配布応援を行うなど、組合への支援活動を積極的に行い、平成29年11月21日（以下「平成29年」を省略）に会社の従業員になったことにより組合加入資格を得、同月30日に組合に加入し、組合はAの組合加入を本件通告が行われた翌日の12月19日に通知している。

本件通告の経緯をみると、B1営業所の所長は、同月4日、Aが以前にビラを配布していた旨の報告を受け、5日頃、ビラ配布時のAの写真とビラの内容を確認して本件ビラが会社に好意的でないとの印象を持ち、また、ビラ配布時にC1支所の敷地内に立ち入って注意されていたことを把握した。会社は、11日、次の契約不締結の方針を所長に伝え、所長は、18日に本件通告を行っている。

(イ) 上記(ア)のとおり、Aは11月30日に組合に加入したものの、組合は本件通告の翌日12月19日まで組合加入通知を行っておらず、Aは、組合加入通知翌日の20日までの間、ビラ配布をはじめ外部に認識されるような組合活動を行っていなかったのであるから、会社が、組合加入通知以前に、Aや組合の行動を通じてAが組合の組合員であることを認識していたと認めることはできない。

(ウ) 組合は、所長がAのビラ配布の写真を確認することにより、Aが組合に加入していることなどを認識していたとも主張するが、ビラ配布当時、Aは組合の組合員ではなく、Aがそうであったように、組合員でない者が労働組合の方針に同調してその活動を支援することもあることからすると、当該ビラ配布が直ちに労働組合の活動を意味するものとはいえない。しかも、Aはビラ配布時に組合とは別組織の腕章を着けていたこともあり、また、従来会社においては、パートタイマーが企業内外を問わず労働組合に加入した例はなかった。

以上の事情の下では、所長が、Aのビラ配布時の写真やビラの内容を確認したとの一事をもって、Aが組合の組合員であること若しくは組合に加入しようとしていることを認識し得たとすることは困難である。

(エ) 以上のとおり、会社が、本件通告の時点において、Aが組合の組合員であること若しくは組合に加入しようとしていることを認識していたとは認められず、加えて、Aが労働組合を結成しようとしていたことの証拠は一切ない。

したがって、次の契約不締結は、Aが労働組合の組合員であること若しくは労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたことの故をもって行われた不利益な取扱いであると認めることはできない。

イ 組合は、Aのかつてのビラ配布が労働組合の正当な行為であるとの前提に立ち、所長はAが労働組合の正当な行為を行ったことを認識し、次の契約不締結とした旨主張するが、当該ビラ配布は組合への支援活動にすぎず、労組法の保護を受ける労働組合の行為と評価することはできない。

したがって、次の契約不締結は、Aが労働組合の正当な行為を行ったことの故をもって行われた不利益な取扱いであると認めることはできない。

ウ 以上のとおり、次の契約不締結は、不当労働行為意思に基づくものとは認められないため、労組法第7条第1号の不当労働行為には該当しない。

### (2) 次の契約不締結の労組法第7条第3号該当性について

上記(1)のとおり、本件通告の時点において、会社が、Aが組合の組合員であることなどを認識していたと認められない以上、会社は、支配介入の前提となる基本的な認識を欠いていたといわざるを得ない。また、次の契約不締結により、組合の組織・運営に打撃を与えようとい図したとみることもできない。したがって、次の契約不締結は、労組法第7条第3号の不当労働行為にも該当しない。

## 【参考】

初 審 救 済 申 立 日 平成30年2月22日（広島県労委平成30年(不)第1号）

初 審 命 令 交 付 日 平成31年4月23日

再 審 査 申 立 日 平成31年4月26日